

造成地から六価クロム

瑞浪、土岐、可児市で検出

最大で基準の15倍

フェロシルト埋設地

製造業者が撤去へ

放射性物質を含む埋め戻し材「フェロシルト」の使用をめぐる、県内などの住民が反発している問題で、県は九日、瑞浪市稲津町、土岐市泉町、可児市久々利の三方所のフェロシルトを使った、住宅などの造成地から土壌基準を超える重金属などの有害物が検出された、と発表した。検出された有害物は六価クロムが基準の最大約十五倍、フッ素が約二倍。同製品は三重県がリサイクル品認定し、使用を推奨していた。製造元の石原産業(大阪府)は、岐阜県の要請を受けて撤去する方針。

【関連記事31面に】
 県は住民からの苦情を受け、先月、県内で使用している、土壌や浸出水、放射



フェロシルト 酸化チタンの製造過程で生まれる使用済み硫酸を基にした製品で、石こうと酸化鉄が主成分。ウランなど微量の放射性物質も含まれる。製造元は三重県の石原産業四日市工場。土地造成時の埋め戻し材として、2001年から子会社を通じて東海3県で販売を始め、三重県は同年、県条例に基づ

埋め戻し材「フェロシルト」を使った土壌から、重金属類による汚染が見つかった造成地—瑞浪市稲津町



にした製品で、石こうと酸化鉄が主成分。ウランなど微量の放射性物質も含まれる。製造元は三重県の石原産業四日市工場。土地造成時の埋め戻し材として、2001年から子会社を通じて東海3県で販売を始め、三重県は同年、県条例に基づ

その結果、六価クロムの別の物が混入した可能性もある」とみている。同社は「出荷時点の安全性に問題はなく、原因は分からない」としている。県内では少量が使われた恵那市三郷を含め、計約三万トンの使用を確認しており、今後は地下水調査も実施し、石原産業に対しては撤去作業を監視・指導していく。同社などによると、フェロシルトのこれまでの販売量は約七十万トで、東海三県十五カ所で使用を確認しており、他県でも汚染が確認されれば撤去を検討するという。

三重県は同日までに、石原産業側がリサイクル品認定の取り下げを求めたため、認定を取り消した。

が確認された四方所について、土壌や浸出水、放射線量検査を行ったところ、土壌中の六価クロムが検出された。検出された六価クロムは、基準値の最大約十五倍に達した。また、フッ素も基準値の約二倍に達した。フェロシルトは、酸化チタンの製造過程で生まれる使用済み硫酸を基にした製品で、石こうと酸化鉄が主成分。ウランなど微量の放射性物質も含まれる。製造元は三重県の石原産業四日市工場。土地造成時の埋め戻し材として、2001年から子会社を通じて東海3県で販売を始め、三重県は同年、県条例に基づ